

令和6年度 新たなアクティビティを活用した福島県内12市町村の関係人口拡大事業
（「モルック福島浜通りオープン in J ヴィレッジ 2025」の実施による関係人口拡大事業）
仕様書

1. 委託業務の名称

令和6年度 新たなアクティビティを活用した福島県内12市町村の関係人口拡大事業
（「モルック福島浜通りオープン in J ヴィレッジ 2025」の実施による関係人口拡大事業）

2. 業務の目的及び概要

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から13年が経過したが、特に甚大な被害を受けた福島県内12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村：以下、「12市町村」という。）では、未だ帰還していない事業者と住民が存在し、震災前の活力を取り戻せていない。

12市町村の活力を取り戻すためには、事業再開及び帰還促進のみならず、帰還住民と新たな住民との間での交流や住民の生きがいにつながるとともに、関係人口となりうる域外の人々の呼び込みと交流に資するコンテンツを創出していくことが重要であることから、世代、性別、体力などの差を超えて楽しみを共有できるアクティビティとして近年注目されている欧州発のスポーツである「モルック」に着目し、その大会の開催を通じて新たなアクティビティとして12市町村へのモルックの普及を図るとともに、地域住民のコミュニティ形成や生きがいの創出、健康増進、関係人口・交流人口の拡大を図ることを目的とする。

3. 業務内容

受託者は、上記の目的を踏まえた上で、本事業がより効果的な取り組みとなるよう工夫し、以下（1）及び（2）を実施する。

（1）「モルック福島浜通りオープン in J ヴィレッジ」の企画・運営

「モルック」を12市町村の新たなアクティビティとして普及させるとともに、地元住民の新たなコミュニティの形成や域外の関係人口となりうる層の呼び込みを行うことを目的とし、下記のモルック大会の開催・運営を担う。その際、次のア～キの要件に従うこととする。

【大会概要】

大会名：モルック福島浜通りオープン in J ヴィレッジ 2025

日 程：2025年2月16日(日)

会 場：ナショナルトレーニングセンター J ヴィレッジ・全天候型グラウンド

主 催：ふくしまモルッククラブ

共 催：公益社団法人福島相双復興推進機構

【KPI】

大会来場者数 250 名

尚、当事業の目的を鑑み、域内と域外からそれぞれ一定の割合で参加者を確保する。

<参考：昨年度実績>

域内（福島 12 市町村）：16 チーム 55 名

域外（福島 12 市町村を除く県内）：14 チーム 46 名

域外（県外）：24 チーム 68 名

ア 大会運営及び会場設営

大会当日の来場者数（参加者数）は 250 人以上を目指すこととし、それに相当する以下の業務を行うこと。なお、競技の審判、スコア集計業務は委託者及び主催者のふくしまモルッククラブにおいて実施するため、受託者による対応は不要。

- 大会の企画・実施計画策定
- コートの設営（1 面あたり 6m×10m、最大 32 面）
- 受付対応
- 開会式・閉会式の司会進行
- 防寒対策（J ヴィレッジと協議の上、可能であれば会場内にヒーターを配置する等の防寒対策を実施すること。会場内の防寒対策が難しい場合は防寒グッズを配布するなどの代案で対応すること）

イ 当日誘導

会場周辺の混雑が予想されることから、最寄り駅から会場までの誘導や車両等の交通整理について対応すること。

ウ モルック体験コーナーの設置・運営

12 市町村におけるモルックの認知度向上を図るため、大会当日にモルック体験コーナーを設置・運営すること。その際、試合に参加しない一般来場者にとっても有意義なものとなるよう、指導員を配置する等の工夫を行うこと。

エ キッチンカー・ブース出店等の対応

大会当日は 12 市町村における物産品の魅力を発信する場としても活用することとし、キッチンカーやブース出店、道の駅等と連携した地元食材の販売等を行う予定である。そのため、上記の実施に必要な出店事業者との調整や、会場と協議のうえで電源等の必要な手配を行うこと。なお、出店料については出店者から徴収しない。

なお、昨年は 169 名の参加で 3 台のキッチンカーを手配したが、想定来場者数等を踏まえ、委託者と協議のうえでキッチンカー及びブース出店者・出店数を決定すること。

オ 景品、参加賞の選定・調達

大会の上位入賞者に対する表彰品及びその他の参加者に対する記念品（参加賞）を選定した上で、その調達を行うこと。表彰品及び記念品の候補は12市町村の特産品などから選定すること。表彰品および記念品の調達費用については、参加者から徴収する参加費から充当することができることとする。

なお、景品及び参加賞については委託者と協議の上で決定すること。

カ メディア等を活用した集客

上記KPIの達成に向け、メディア等を活用した集客を実施すること。具体的な手法については受託者の手法に委ねることとするが、SNS 広告や地元メディアを活用した効果的なPR活動を実施し参加者の増加に繋げること。

キ 各種費用の支払い

大会実施にあたり必要な費用（駐車場利用料、その他備品等）については受託者が負担すること。費用についてはナショナルトレーニングセンターJ ヴィレッジのホームページの利用料金一覧を参照すること。

なお、会場利用料については委託者が負担するため受託者による支払いは発生しない。

(2) 報告書の作成及び次年度以降の開催に向けたマニュアル作成業務

本大会の総括（実施概要・振り返り・今後に向けた課題等）を取り纏め、報告書を作成すること。大会参加者に対してアンケート調査を実施すること。質問内容は委託者と協議の上で決定することとするが、大会を継続的に開催するとの前提において、次年度の開催に向けた効果の検証や課題の抽出に資するものとする。報告書には、当該アンケート調査の結果分析をとりまとめた内容を記載すること。

また、本大会に限らず、今後モルック大会が福島12市町村で開催される場合に、本大会のノウハウや大会運営に関する知見を広く共有できるようにすることを目的に、本大会の運営マニュアルを作成すること。マニュアルは本大会関係者のみならず、広く共有することを前提の内容とすること。

4. 進捗報告

(1) 定例報告

受託者は、定期的に委託者と打合せを実施、本事業の進捗を報告する。打合せの日程及び場所並びに方法は、双方協議の上で決定するものとする。

(2) 随時報告

受託者は、定例報告の他、委託者からの求めに応じて、本事業の進捗状況を別途報告する。

5. 事業報告

本事業の業務終了後、本事業に関する報告会を実施すること。開催時期等は以下の通り。

時 期：本事業の業務が終了次第

場 所：福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 会議室

※対面での実施を原則とする。

6. 業務内容に係る留意事項

- (1) 会場費用については委託者が負担することとし、委託費用には含めない。
- (2) 大会参加費については有料とし、適当な金額を設定すること。
- (3) 本事業により制作した制作物及び構築したネットワークについては、委託期間中及び委託期間終了後に、委託者が活用できるものとする。

7. 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

8. 締結後の提出書類・納入物

- (1) 業務報告書（電子データ）
- (2) その他委託者が必要と認める書類

9. 委託業務の基本方針

- (1) すべての業務を実施するにあたり、委託者と十分に協議すること。
- (2) 本事業と相乗効果の期待される既存の事業（委託者のほか福島県、12市町村の自治体及びその他関係機関の実施する事業）と連携・調整を実施すること。
- (3) 機密の保持
受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 第三者の権利侵害
本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、委託者は係る紛争等の事実を知った時には、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (5) 再委託の制限
受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (6) 疑義に関する協議等

疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部については、担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

以上